

高知県公立小・中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。） 及び高知県立学校校長任用候補者選考審査取扱要項

1 目的

この選考審査は、高知県公立小学校及び中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。）並びに高知県立学校の校長の任用候補者を選考することを目的とする。

2 管理職に求める資質・能力

- (1) 教育に対する強い使命感と情熱。
- (2) 先見性と幅広い視野、高い識見をもち、新たな課題や変革に挑む積極性と行動力。
- (3) 学校経営に対する確かなビジョンをもち、健全な組織として機能する学校にするための組織マネジメント力。
- (4) 管理職としての自覚をもち、服務管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力。
- (5) 教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を推進し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるよう、働き方改革に積極的に取り組む姿勢。
- (6) 子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、子育て世代の教職員が安心して子どもを生育てられる職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢。
- (7) 地域との連携・協働に積極的に取り組む意欲。
- (8) 教職員の意欲を引き出し、組織的かつ計画的に人材を育成するとともに、風通しの良い職場をつくることのできる能力。
- (9) 災害発生時や緊急時の組織的対応等、危機管理能力。

3 選考審査の対象者

次の①から⑤までのいずれかに該当する者（高知県教育委員会が任命権者として公立学校教職員に採用した者に限り、再任用職員を除く。）

- ① 高知県内の公立学校の教頭（国立大学法人高知大学の附属学校園の副校長、副園長を含む。以下同じ。）に在職する者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 審査実施年度末で通算して2年以上教頭として在職する者
 - イ 高知県教育委員会の事務局又は教育機関（学校を除く。以下同じ。）において、高知県教育長が校長に相当すると認める職又は教頭に相当すると認める職に在職歴がある者で、審査実施年度末でその在職歴と教頭の在職歴とを通算した期間が2年以上あるもの
- ② 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関又は文部科学省が所管する独立行政法人若しくは当該独立行政法人が設置した施設（国立室戸青少年自然の家、国立大洲青少年交流の家その他の施設をいう。）（以下「独立行政法人等」という。）に勤務する職員のうち、高知県内の公立学校の教頭の在職歴が在る者で、審査実施年度末で教頭の在職歴と現在の在職歴とを通算した期間が2年以上あるもの（3の③に該当する者を除く。）
- ③ 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関又は独立行政法人等に勤務する職員のうち、「高知県公立学校管理職等任用候補者特別選考審査取扱要項」で定める対象者
- ④ 高知県教育委員会の事務局若しくは教育機関に勤務する職員のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 高知県内の公立学校の教頭の在職歴がある者であって、審査実施年度末で教頭の在職歴と現在の在職歴とを通算した期間が2年以上あるもの
 - イ 高知県教育長が教頭に相当すると認める職の在職期間が2年以上ある者
- ⑤ 高知県の本庁若しくは出先機関又は高知県知事の所管する団体に勤務する職員のうち、

3の①から④までに掲げる者と同等の職歴を有する者

4 選考審査の区分

3のうち、①又は②に掲げる者を対象とする選考にあつては一般選考審査によるものとし、③、④又は⑤に掲げる者を対象とする選考にあつては別に定める特別選考審査によるものとする。

5 任用に係る意思の確認

- (1) 校長任用については、3の選考審査の対象者全てが対象となるが、そのうち、やむを得ない事情により審査実施年度の次の年度の校長任用を希望しない者は、意思確認書を所属長に提出するものとする。
- (2) 5の(1)により意思確認書の提出を受けた所属長は、市町村（学校組合）立学校等にあつては市町村（学校組合）教育長を経由し、その他にあつては直接、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長あてに進達するものとする。
- (3) 意思確認書の様式及び提出期限については、別途通知する。

6 一般選考審査

5の(1)により意思確認書を提出した者を除いた者を「選考対象者」とし、評価書、人事評価等による総合的な選考を行い、「任用候補者名簿登載者」を決定する。

7 評価書

- (1) 高知県教育長は、選考対象者について、市町村（学校組合）立学校等の職員にあつては市町村（学校組合）教育長及び所属長に、その他にあつては所属長に、それぞれ評価書の提出を求める。
- (2) 評価書の様式及び提出時期については別途通知する。

8 副校長への任用について

この選考による副校長への任用については、6の任用候補者名簿登載者のうちから行うものとする。

9 その他

1から8までに定めるほか、校長任用の選考の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 高知県教育委員会の事務局若しくは教育機関に勤務する職員及び高知県の本庁若しくは出先機関又は高知県知事の所管する団体に勤務する職員のうち、高知県教育長が校長に相当すると認める職に在る者については、校長任用の対象とする。
- (2) 高知県内の公立学校の副校長として1年間以上在職したことにより校長の任用候補者となる者については、所属長あて別途通知する。
- (3) 任用に当たって、在籍している校種と異なる校種に任用される場合がある。

附則（平成29年6月26日29高教福第308号）

この要項は、平成29年6月26日から施行する。

附則（平成30年6月29日30高教福第296号）

この要項は、平成30年6月29日から施行する。